



（仮称）旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する条例について

条例制定について



名称 (仮称) 旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する条例

目的 市民の安全及び安心、良好な景観並びに自然環境を確保し地域と共生する再生可能エネルギー事業を実現するため、再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関し、事業者が主体的に順守すべき事項、必要な手続き等を定める。

適用日 (予定) 令和 9 年 7 月 1 日 (R9.1 定議案提出)

R8								R9～						
8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	4月	5 月	6月	7月	8 月	9 月	10月...
ガイドライン適用														
								条例公布内容周知期間			条例※適用			

※条例には条例施行規則を含む。

条例及び施行規則で定める内容



対象事業 発電設備の出力の合計が10キロワット以上の設備における新設、増設及び大規模改修（ただし、太陽光発電設備のうち、建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものを除く。）

設置を禁止する区域 砂防指定地 地すべり防止区域 急傾斜地崩落危険区域 土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域 保護林 鳥獣保護区（国指定、北海道指定） 重要野鳥生息地 要措置区域
国指定重要文化財 北海道指定史跡名勝天然記念物 農用地区域内農地 甲種農地に該当する区域

事業者の責務 1

設備設置に当たっての配慮

①災害の防止等

②生活環境の保全

③自然環境の保全

④良好な景観の保全

⑤適切な設備の導入

事業者の責務 2

適切な管理

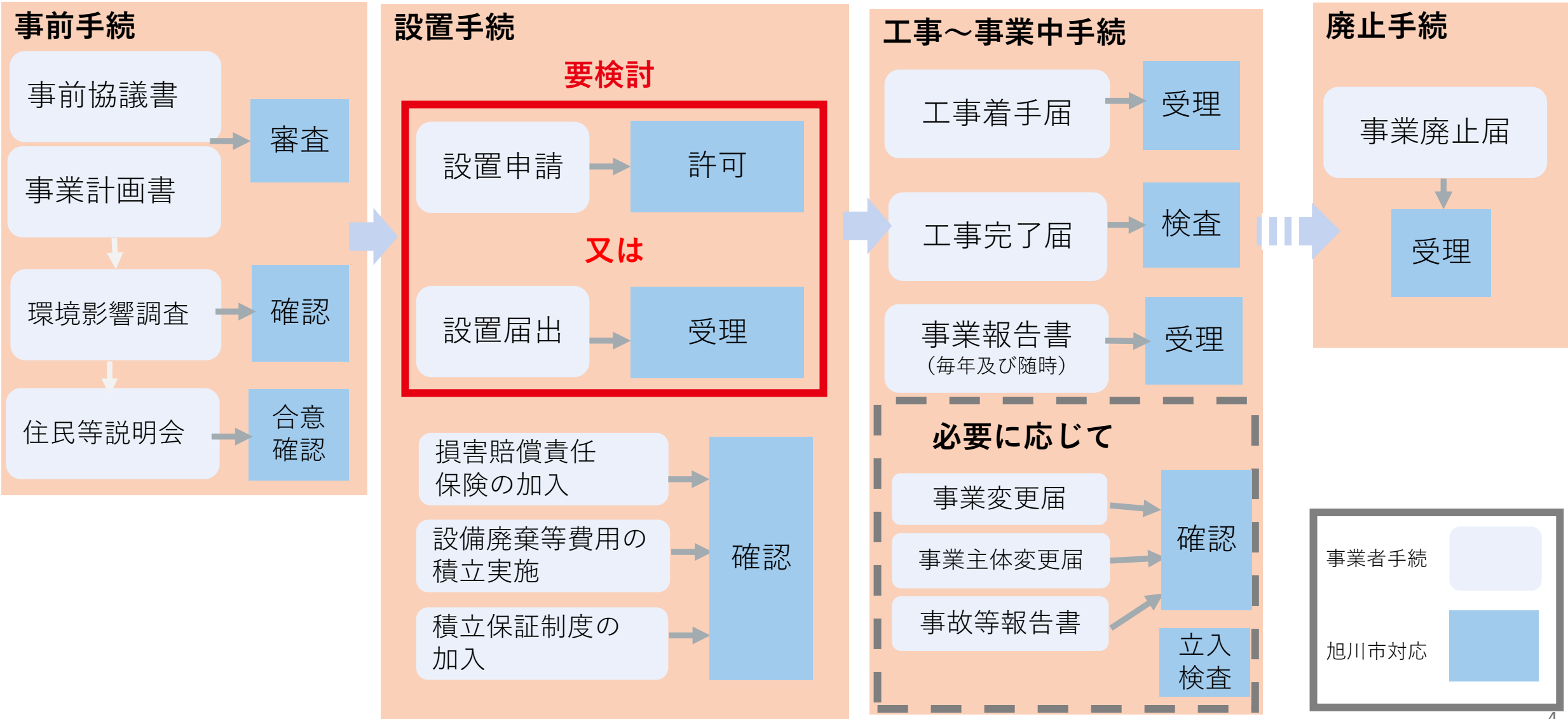
①安全対策

②環境整備

③災害対応

④設備の廃止後の措置

条例及び施行規則で定める内容（手続）



条例及び施行規則で定める内容（手続）要検討



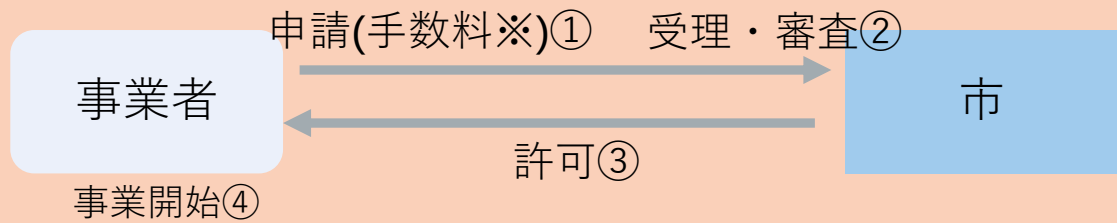
申請

条例等に基づき、行政庁の許可，認可，承認その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって，当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

許可

公共の秩序維持のために一般的に禁止しておき，特定の場合に解除することをいう。

旭川市行政手続条例の手引きより



届出

行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって，条例等により直接に当該通知が義務付けられているものをいう。条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している届出がなされたときは行政庁の意思や判断が介在する余地は本来ないもの。

旭川市行政手続条例の手引きより

市が受理することで事業開始できる。
一方的な受理となるため事務に係る手数料を徴収することはできない。



	申請・許可制	届出制
メリット	- 許可条件を厳しく課すことができる - 悪質事業を即座に禁止・停止することができる - 事務手数料を徴収することができる	- 事務が簡素化される - 事業に素早く着手できる
デメリット	- 事務負担が大きい（審査、手数料徴収など） - 再エネ導入のハードルとなる場合がある	- 不適切な開発を行う事業者を防ぐことができない場合がある - 事務手数料を徴収できない

条例及び施行規則で定める内容（実施条件）



次のとおり事業実施条件を定める。

- 設置事業の着手前に法令に基づく許認可、届出等を必要とする場合は、当該許認可、届出等を受けていること。
- 自然環境の保全に関する措置が定める基準に適合していること。
- 道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないもので定める基準に適合していること。
- 地域住民等の合意を得ていること。
- 生活環境に対する被害を防止するための措置その他近隣住民等の生活環境を保全するための措置が定める基準に適合していること。
- 設置する設備が関係法令等の基準に適合していること。
- 事業の成果を地域へ還元する仕組みが構築されていること。
- 損害賠償責任保険に加入していること。
- 廃棄等費用の確保について定められた措置がとられていること。
- 不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。

条例及び施行規則で定める内容（廃棄等費用確保措置）



事業終了後、解体費用を捻出できずに設備がそのまま放置されるケースが全国で問題化しており、廃棄等費用確保に係る厳格な制度を定める。

概要

適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、再エネ特措法での廃棄等費用の積立がある場合などを除きあらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金を保証金として金融機関に預入することを義務化

詳細

- ・保証金の額は発電設備の設備工事費総額の5%か発電出力1kw当たり1万円を乗じて得た額のいずれか高い方（工事費の増減があった場合は保証金も変更）

更に……

- ・質権設定契約により事業者倒産の際に他の債権者が差し押さえるのを防ぐ
- ・対抗要件を備え撤去費用を最優先で確保
- ・市が「行政代執行」により行った撤去等の費用に預かった保証金を充てる
- ・保証金だけでは代執行の費用が足りない場合、差額を事業者に請求する
- ・保証金、質権設定について公表し事業の安全性を広く知らせる

（参考）神戸市、大崎市、秩父市などで廃棄等費用の確保について厳格に定める条例を制定している。
釧路市は、現行の条例の一部を改正し、廃棄等費用確保に係る措置を義務化し、許可基準に盛り込むこととした。
令和8年12月頃施行予定。

条例及び施行規則で定める内容（実効性の担保）



事業者に確実な順守を促すため、必要な処分等を定める。

措置	行政指導		不利益処分		公表	罰則
	市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める行為であって処分に該当しないもの		行政庁が条例等に基づき特定の者を名あて人として直接にこれに義務を課し又はその権利を制限する処分			
根拠	行政手続法 行政手続条例		行政手続法 行政手続条例 地方自治法（過料の徴収の場合）		—	地方自治法 刑法
内容	指導、助言	勧告	命令	許可の取消	違反行為の公表	2年以下の懲役禁錮 100万円以下の罰金 拘留、没収
適用する場合	必要に応じて	- 指導、助言に従わない - 届出、報告の遅れ又は未実施 - 立入検査の拒否 - 虚偽の申請、届出 - 不正な手段で許可(受理)を受けた - 実施条件を満たしていない（従わない、違反している） - 許可（受理）を受けた日から1年以内に工事着手しない（事業変更の申請（届出）を含む）	勧告に従わない	命令に従わない	- 許可の取消 - 不正行為	

条例及び施行規則で定める内容（外部組織の設置）



公平性を担保し、専門的見地から多角的に判断するため、市からの諮問に応じて調査、審議等を行うため審議会を設置する。

名称	（仮称）旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等審査会
位置付け	地方自治法上の附属機関（条例に定める必要あり）
任期	2年
委員	10名以内 環境、エネルギー技術の学識経験者、防災、土木、地質の学識経験者、法的分野の学識経験者、地域経済、産業関係の代表、環境保全、自然保護団体の代表、公募市民 など
役割	・ 専門的知見や関係者の意見が必要な事項に市からの諮問に対し調査及び審議を行う （例）調整エリアでの事業実施の可否の判断 申請（届出）の不許可（不受理）の判断 違反行為による不利益処分等の判断 など ・ そのほか再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事項について、意見を述べる

（参考）再エネ条例を制定している全国の自治体のうち約3割が審査会を設置している。
また、協議会や審査会を設置せず、専門的判断を要する場合には学識経験者等の意見を聴くことができるとしている自治体があった。